

## 中京大学大学院スポーツ科学研究科における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会内規

2014年10月15日制定

2015年10月1日改正

2021年4月1日改正

2022年4月1日改正

2023年4月1日改正

### (趣旨)

**第1条** この規程は、中京大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程第2条1項に基づき、スポーツ科学研究科における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の設置、審査の手続等に関する事項について定める。

### (審議事項及び任務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程第9条第1項に基づき、スポーツ科学研究科に申請された人を対象とする研究の実施計画等の審査に関する事項

(2) その他のスポーツ科学研究科における人を対象とする研究に関する事項

### (構成)

**第3条** 委員会は、次に掲げる委員によって両性で構成する。

(1) 各系（スポーツ文化・マネジメント学系、身体教育学系、スポーツ生理学系、スポーツ健康科学系、応用スポーツ科学系）から選出された専任教育職員 1名

(2) 研究科長が指名する専任教育職員 若干名

(3) 一般の立場で意見の述べられる委員 1名

(4) 学外からの有識者 2名

2 前項の委員は、研究科長が委嘱する。

### (委員長および副委員長)

**第4条** 委員会に委員長および副委員長を置き、研究科長が指名する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会の議長は、委員長が当たる。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。

5 委員長は、副委員長と合議の上、学内外の有識者をオブザーバーとして参加させることができる。

### (任期)

**第5条** 第3条に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (成立及び議決)

**第6条** 委員会は、全委員の参加をもって成立する。

2 第2条第1号の審査に関する審議事項については、委員の3分の2以上をもって議決する。

3 第2条第2号のスポーツ科学研究科における人を対象とする研究に関する審議事項については、全委員の3分の2以上をもって議決する。

#### (審査の時期)

**第7条** 審査は、随時、行う。

#### (審査の基準)

**第8条** 審査の基準は、次に掲げる基準に基づくほか、一般的に妥当と認められる倫理的規範によるものとする。

- (1) 中京大学研究倫理規程
- (2) 中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程
- (3) 関連する法令、所轄庁の告示及び指針並びに学会等の指針等

#### (審査の申請)

**第9条** 審査の申請に当たって、第2条第1号に規定する人を対象とする研究の実施計画等の審査を申請する研究者（以下「申請者」という。）は、委員会が定める以下の書面を提出するものとする。

- (1) 中京大学スポーツ科学研究科における人を対象とする研究に関する倫理審査申請書
- (2) 研究対象者への説明書
- (3) 研究対象者（代諾者）の同意書
- (4) 倫理審査申請前の研究の場合は、実験ノートおよび被験者同意書の写し

#### (委員の任務)

**第10条** 委員は、審査を行い、必要に応じて申請者へ助言等を行う。

2 委員は、審査結果を添えて申請者からの申請を委員会への審査に付す。

#### (審査の判定)

**第11条** 審査の判定は、次のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 不承認
- (3) 非該当

2 委員会は、必要があるときは、スポーツ科学研究科における人を対象とする研究の実施計画等の審査に申請者を参加させ、申請内容等の説明を求めることができる。

#### (審査結果の通知)

**第12条** 委員長は審査結果を、学長に報告する。

2 学長は審査結果をもとに、研究実施の許可又は不許可を決定し、審査結果とともに、速やかに申請者に通知する。

3 委員長は審査結果を、「中京大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」に報告する。

#### **(審査結果の報告)**

**第 13 条** 委員長は、前条の審査結果をスポーツ科学研究科に報告するものとする。

#### **(迅速審査)**

第 14 条 倫理審査委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、委員長があらかじめ指名した委員による迅速審査に付すことができる。迅速審査の届出は、委員会が定める書面の提出によるものとする。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 第 11 条第 1 項第 1 号の判定を受けた人を対象とする研究の実実施計画等を変更する場合において、その変更内容が軽微なものであるときの審査

2 迅速審査の判定、結果の通知及び報告については、前 3 条を準用する。

3 委員長は、前項の迅速審査を行った場合、審査結果を全委員に報告する。

4 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、当該事案について適当でないことを認めるときは、異議を申し立てることができる。

5 前項に規定する異議の申立てがあった場合において、委員長が必要と認めるときは、倫理審査委員会において審査を行う。

#### **(多機関共同研究における一括審査)**

第 15 条 申請者が、多機関共同研究の全体を統括する研究代表者の場合、倫理審査委員会による一括審査を求めることができる。

2 申請者は、一括審査の申請に当たって、倫理審査委員会が定める書面により申請する。

3 申請者は、一括審査を希望する研究分担者の所属する機関から審査依頼書を取りまとめ、前項に規定する書面とともに提出する。

4 第 12 条第 1 項の報告を受けた学長は、研究分担者の所属する他機関へ審査結果を通知する。

#### **(他機関倫理審査委員会における一括審査の手続)**

第 16 条 多機関共同研究に参加する研究分担者のうち本学に所属する研究分担者（以下「本学分担者」という。）は、他機関に所属する研究全体を統括する研究代表者を通じて、当該研究代表者が所属する機関の倫理審査委員会（以下「他機関倫理審査委員会」という。）に、一括審査を依頼することができる。

2 本学分担者は、前項の一括審査を依頼する場合、学長に許可を求めるために、倫理審査委員会が定める書面により申請する。

3 他機関倫理審査委員会における審査結果の報告を受けた学長は、審査結果を基に、研究実施の許可又は不許可を決定し、審査結果とともに、速やかに本学分担者に通知する。

**(守秘義務)**

**第 17 条** 委員会の委員は、その任期中及びその職を退いた後も、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

**(事務)**

**第 18 条** 委員会の事務は、豊田キャンパス研究支援課が行う。

**(規程の改廃)**

**第 19 条** この規程の改廃は、委員会が発議してスポーツ科学研究科が決定した後、中京大学研究倫理委員会の確認を得るものとする。

**附 則**

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2015 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。